

改正女性活躍推進法等説明会

(職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました！)

女性活躍推進法の改正により、令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者数101人以上の事業主に拡大されます。

労働施策総合推進法の改正により令和2年6月1日から、パワーハラスメント対策が義務化(中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)、その他のハラスメント対策が強化されています。

令和3年4月1日から中小企業にもパートタイム・有期雇用労働法が適用され、短時間・有期雇用者と正社員との間の不合理な待遇差が禁止されます。

このため、事業主の皆さまに改正法の内容について理解を深め、適切な取組を推進していただくため説明会を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：令和2年12月1日(火)10:00~11:30

令和2年12月1日(火)13:30~15:30

令和2年12月3日(木)13:30~15:30

(※同一内容で3回開催します)

場所：高松サンポート合同庁舎北館低層棟2階アイホール

(高松市サンポート3番33号 サンポート郵便局東側入口からお入りください)

定員：各回40名(要申込・先着順)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、会場定員を減らして開催します。

【内容】

- ① 改正女性活躍推進法について
- ② ハラスメント防止対策について
・職場におけるパワーハラスメント対策の義務化
・その他のハラスメント対策の強化
- ③ パートタイム・有期雇用労働法について
- ④ 改正育児・介護休業法について

主 催

香川労働局

問い合わせ先 香川労働局雇用環境・均等室

〒760-0019

高松市サンポート3-33

サンポート合同庁舎北館2階

TEL 087-811-8924